

まさか！

生徒用

自分が加害者・被害者になるなんて！！

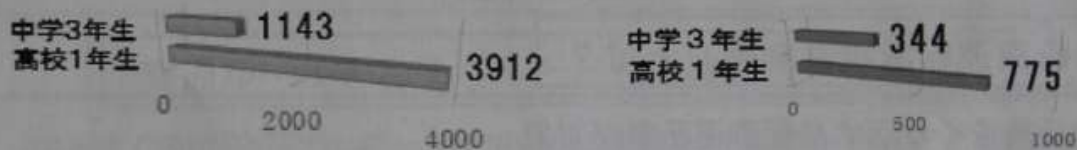
大切な「いのち」を交通事故から守る

高校生になると自転車乗用中の事故が増加しています！



「交通事故総合分析センター」の全国調査(2016年)より

- ① 対乗用車の事故死傷数は、約3.4倍
- ② 対歩行者の事故死傷数は、約2.3倍



※①②ともに60%以上が登下校中の事故となっています！

県教育委員会の調査より

- ① 直進する自動車と、運転者から見て右から横断する自転車等との事故
- ② 横断歩道を（青信号で）渡っている自転車等と自動車との事故
- ③ 通学路にやや慣れ始めた頃の新入生の登校中の事故（5・6月）



運転者から見えにくい

〈①の対策〉

- ・見る
- ・停まる



〈②の対策〉

- 渡りは始める前に
- ・確かめる
- ・待つ
- ・停まる

「…かもしれない」を常に意識！

自動車運転者とアイコンタクトを！

交通事故にあってしまったら…

被害者の場合 →「大丈夫」で終わらせない		加害者の場合 →「誠実」に対応する	
外傷がなくても医師の診断を	か（身体）	負傷者の手当てを	
加害者の確認 (免許証・ナンバープレート)	な（名前）	自分の名前・学校名を明らかに	
警察・学校・保護者に連絡	し（知らせる）	119番・110番に連絡	
命を最優先に行動	い（命）	命を最優先に行動	

交通ルールを守る

歩道(路側帯を含む)での事故が発生しています！

自転車は、車道が原則、歩道は例外！

- 1 車道は左側端を通行
- 2 路側帯は左側を通行
- 3 歩道(通行が可能な場合)は歩行者優先、車道寄りを徐行
- 4 横断歩道は歩行者優先
自転車横断帯を横断



「自転車運転者講習制度」とは？

危険行為をくり返す自転車運転者が対象

※受講対象者：平成27年6月1日以降、危険行為を3年以内に2回以上行った者

※講習時間：3時間 ※講習手数料：6,000円(平成30年4月より変更)



など14類型
が対象

警察庁・都道府県警察リーフレットから

自転車のルール違反と罰則の一例

危険です！こんな乗り方は絶対やめましょう！

傘さし運転

携帯電話の使用

大音量のイヤホン等

並進走行

二人乗り



5万円以下の罰金

2万円以下の罰金又は料

その他の違反

信号無視、夜間の無灯火、車道右側通行、指定場所一時不停止など

愛知県警察 交通安全教育マニュアル 中学生・高校生用から

高校生交通安全啓発資料
(生徒用)

平成30年3月

愛知県教育委員会保健体育スポーツ課健康学習室

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 052-954-6829(ダイヤル)